

# 令和3年度 桑折町再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助制度

桑折町では、平成22年度より地球温暖化対策、エネルギー源多様化による安定供給確保及び停電時の電力確保の観点から、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して設置費の一部補助を行ってきました。平成27年3月の「再生可能エネルギー推進の町」宣言や平成29年3月の「桑折町再生可能エネルギー導入推進計画」を踏まえ、原子力依存からの脱却や一層の地球温暖化防止に寄与できるように、令和3年度についても、補助を継続します。

## 1. 補助の対象者となる方の要件

- 太陽光発電システムおよび蓄電池システム、バイオマス燃料ストーブ設備を自ら居住する住宅又は居住しようとする町内の住宅に設置する方、またはシステムの設置された新築の建売住宅を購入する方
- 個人で電力事業者と電力受給契約を締結する方（太陽光発電システムの設置の場合）
- 以下の方は補助の対象となりません
  - ・借りている住宅に設置する方
  - ・町税（町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）に滞納がある方
  - ・新たに設置しようとするシステムについて、過去に町から補助金の交付を受けている方
  - ・設置に関して、法令、条例等に違反している方

※新築し事業完了までに町内に転入する場合は、現在町外在住の方でも申請できます。

※太陽光発電システムについては、**電力会社との受給開始が令和2年4月1日から令和4年3月31日までのもの**が対象となります。

## 2. 対象機器、補助金額について

- 住宅の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換するシステム(10kw未満)。
- 定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が1kwh以上かつ定格出力が500w以上の蓄電池システム。
- 木質ペレット又は薪を燃料として住宅内部の暖房用として設置するストーブ
- 設置する機器は未使用品であること。
- 補助金額は次のとおりとする。

＜太陽光発電システム＞

1kwあたり3万円、4kwを上限（最大12万円）とする。ただし最大出力値（kw単位）の小数点以下2桁未満は切り捨て。また、補助金額についても千円未満の端数が生じた場合は切り捨て。

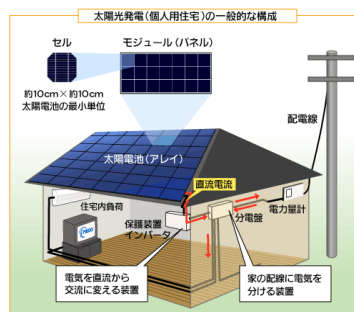
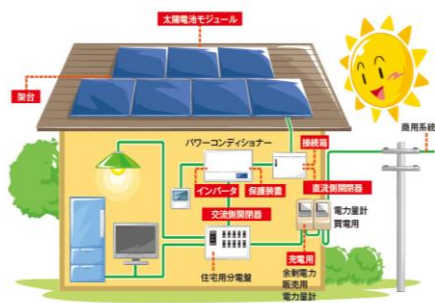
（例1）最大出力値が3.678kwの場合

$$30,000 \text{ 円} \times 3.67 \text{ kw (小数点以下2桁未満切り捨て)} = 110,100 \text{ 円}$$

⇒ただし、千円未満切り捨てのため補助金額は 110,000 円

（例2）最大出力値が6.00kwの場合

$$30,000 \text{ 円} \times \underline{4.00 \text{ kw (上限)}} = \text{補助金額は } \underline{120,000 \text{ 円}}$$



出典：福島県再生可能エネルギー推進センターHP

出典：新エネルギー・産業技術総合開発機構HP

<蓄電池システム>

1 kwhあたり2万円、5 kwhを上限（最大10万円）とする。ただし、蓄電容量が小数点以下2桁未満は切り捨て。また、補助金額についても千円未満の端数が生じた場合は切り捨て。

(例1) 蓄電容量が4.662 kwhの場合

20,000円×4.66kwh（小数点以下2桁未満切り捨て）=93,200円

⇒ただし、千円未満は切り捨てのため補助金額は 93,000円

(例2) 蓄電容量が7.00 kwhの場合

20,000円×5kwh（上限） = 補助金額は 100,000円

<バイオマス燃料ストーブ設備>

設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に5分の1を乗じて得た額(上限5万円)とする。

(例) 経費が20万円の場合

200,000円×20% = 補助金額は 40,000円

### 3. 受付期間

**令和3年5月10日（月）から令和4年3月31日（木）まで**

※予算額に到達次第、募集期間内でも終了いたします。

### 4. 令和3年度受付予定数

<太陽光発電システム>

**68kw（予算額204万円）**

<蓄電池システム>

**50kwh（予算額100万円）**

<バイオマス燃料ストーブ設備>

**5台分（予算額25万円）**

※申請は先着順とし、予算の範囲を超えては受付いたしません。

### 5. 補助金交付手続き（平成29年度より完成後の申請となっております。）

#### (1) 補助申請の提出

○申請には以下の書類を提出してください。

○交付に係る提出書類の一切について、郵送による提出の場合は（簡易書留・特定記録）にて郵送されたもののみ受付します。

<郵送提出時の注意事項>

○持参による申し込みを優先とし、先着で受付します。（土、日曜日、祝日の持参受付不可）

○郵送による申し込みについては、町到着日の最終受付（直接持参した申し込みを受けた後）とします。  
なお土、日曜日、祝日に到着した申し込みについては、翌営業日の最終受付とします。

#### 提出書類

① 補助金交付申請書（第1号様式）

② 事業報告書（第2号様式）

③ 機器を設置した住宅の位置図（住宅地図等に目印をつける。）及び着手前の写真（遠景、近景）  
※設置前と設置後の比較ができるよう撮影し、システムの設置個所が明確に分かるように撮影すること。A4サイズ用の紙に貼付すること。

※建売の場合は、引き渡し前の写真。

④ 機器設置後の写真（遠景、近景、パソコン、電力量計等）

※申請時に添付した写真と同方向より撮影し、システムの設置状況が比較確認できるようにすること。A4サイズの用紙に貼付すること。

⑤ 機器の設置に要した費用の内訳が記載された工事請負契約書の写し（対象システムの内訳が記載されていること。）

※新築住宅への設置や建売の場合は、新築・売買契約書のほかに、再生可能エネルギーシステム設備等に係る部分の詳細がわかる明細を必ず提出すること。

- ⑥ 機器の設置費に係る領収書の写し
- ⑦ 設置した機器の仕様が確認できる書類（モジュール配置図、出力対比表、単線結線図）
- ⑧ 申請者の住民票
- ⑨ 町税等を完納していることを証明する書類（申請者及び建物所有者・共有者全員）  
※令和元年度分になります。  
・この証明する書類は、住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助申請専用の様式があります。桑折町役場税務住民課窓口で証明を受けて下さい。  
※町外在住の方はお住まいの市町村の納税証明書を、また、令和2年1月1日時点で桑折町に住所を有していなかった方は前住所の市町村（令和2年1月1日に住所を有していた市町村）の納税証明書を添付してください。（市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税のうち納税義務が生じているもの全て。固定資産税が共有名義の場合も納税証明書を添付してください。）
- ⑩ 振込口座通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名義人(フリガナも)が分かる部分)
- ⑪ 電力会社との電力受給契約確認書の写し（太陽光発電システムの場合）
- ⑫ 竣工検査の試験記録書の写し（太陽光発電システムの場合）  
※メーカー保証のためのチェック表でも可。
- ⑬ 設置した全パネルの製造品番号が確認できる書面（太陽光発電システムの場合）  
※出力対比表など。
- ⑭ 対象製品の耐電圧試験及び絶縁試験の「試験成績書」等の写し（蓄電池システムの場合）
- ⑮ 対象製品の製品番号が確認できる書類（蓄電池システムの場合）
- ⑯ 対象設備の仕様を示す書類（バイオマス燃料ストーブ設備の場合）
- ⑰ 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し（バイオマス燃料ストーブ設備の場合）
- ⑱ その他町長が必要と認める書類

## （2）補助金振込

- 補助金交付申請書類を提出後、書類に不備がない場合は、町で確認検査を実施します。検査実施後、交付請求書（第4号様式）を提出し記載の口座に振り込みを行います。  
※交付請求書は申請書類と併せての提出も可能です（日付は無記入で提出）

## （3）設置後

- 事業実施後、町への設備の利用状況等の報告や各種調査へ協力していただくようになります。
- 今回の補助で設置した機器を太陽光発電システムについては17年以内、蓄電池システムおよびバイオマス燃料ストーブ設備については6年以内に処分する場合は、財産処分承認申請書（第6号様式）を提出していただくようになります。

## 6. 注意事項

- 手続きを通して、同じ印鑑をご使用ください。また、シャチハタ等のスタンプ印は使用できません。
- 訂正箇所には、必ず訂正印を押してください。
- 申請者以外の方が関係書類を持参する場合は委任状の提出が必要です。
- 各様式は町ホームページからダウンロードができます。
- 既存住宅への設置の場合は、住宅の耐加重性などにも留意してください。
- 再生可能エネルギーシステムの設置後には、機器のメンテナンスや売電用計量器の交換等が必要となる場合があります。詳しくは、電力会社や、機器取扱い業者へお問い合わせください。

## 桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金申請の流れ

